

◎佐賀県条例第19号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成28年佐賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域内において、製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>情報通信技術利用事業</u> 法第30条に規定する<u>情報通信技術利用事業</u>をいう。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域内において、製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>農林水産物等販売業</u> 法第30条に規定する<u>農林水産物等販売業</u>をいう。</p> <p>(3) 略</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 農林水産物等販売業の用に供する特別償却設備に係るこの条例による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例第3条の規定は、平成29年4月1日以後に新設され、又は増設されたものについて適用する。